解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十月三日豊中市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

大阪府豊中市新千里東町三丁目六番一〇六号
東丘住宅マンション建替組合
代表清算人　河村　英紀

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

長崎県対馬市上対馬町西泊一二一七番地八
財団法人上対馬町振興公社
代表清算人　島居　清晴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十二日開催の臨時総会の決議により平成二十五年九月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

大分県国東市国東町富来浦一四四四番地
社団法人東国東郡歯科医師会
清算人　清末　徹治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

岩手県宮古市田老字向新田一四八番地
財団法人グリーンピア田老
代表清算人　山本　正徳

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

岩手県和賀郡西和賀町川尻四〇地割四〇番地七一
社団法人錦秋湖整備協会
清算人　高橋　智

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月六日開催の社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により、平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

秋田県秋田市新屋扇町八四番二八号
医療法人輝陽会
清算人　稲葉　武

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原一五五番地一九
社団法人岩舟町シルバー人材センター
代表清算人　大島　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県相馬市尾浜字北ノ入六九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　高橋　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

福島県相馬市中村字桜ヶ丘五六―一ＴＫウェルネス桜ヶ丘二〇二号相馬ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平岡　路子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字瀧原山一三番地の三、最後の住所福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字滝原山一三番地の一五
被相続人　亡　清見　茂美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

福島県白河市大手町七番地五こまものやビル二階一号室
相続財産管理人　弁護士　横村　利勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市美原二丁目三三一六番地一一、最後の住所千葉県船橋市西船二丁目二〇番六棟二〇四号　被相続人　亡　伴　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番七号千葉中央ハイツ六〇三号　石塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石塚　英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市ハイランド四丁目四〇番、最後の住所神奈川県横須賀市ハイランド四丁目四〇番三号　被相続人　亡　豊田　益弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

東京都千代田区五番町一―九ＭＧ市ヶ谷ビルディング六階　平田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　澤田　真哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島七丁目九八番地、最後の住所東京都江東区大島七丁目七番一〇号
被相続人　亡　佐藤　時男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五
相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市小橋一丁目乙一一六番地一、最後の住所東京都台東区清川二丁目一四番一号大和荘別館　被相続人　亡　水野　省吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

東京都港区北青山三丁目一二番七号秋月ビル四〇七浅倉隆顕法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県逗子市山の根二丁目四三四番地四、最後の住所神奈川県逗子市逗子一丁目二番一八―六〇四号　被相続人　亡　森　友秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

神奈川県横須賀市大滝町二―一一―一　ヤシマビル七階
相続財産管理人　弁護士　中川　広夢